

<別紙>

(仮称) エア・ウォーター小名浜バイオマス発電事業環境影響評価準備書に対する
福島県環境影響評価条例第20条第1項の意見

1 総括的事項

(1) 環境影響評価書(以下、「評価書」という。)作成段階で、事業内容を変更する必要が生じた場合には、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づき環境保全措置を講じること。

また、工事中又は供用中に、予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を講じること。

(2) 対象事業実施区域の近傍に多くの住居が存在するため、最新の環境対策技術を積極的に採用する等して、環境負荷の低減に努めるとともに、当該措置の内容や実施時期等について住民等への説明を丁寧に行うこと。

(3) 燃料として使用するパーム椰子殻、木質ペレット等の受け入れ基準、製造工程及び使用(混合比、熱量等)に係る基本的な考え方を明らかにし、評価書に記載すること。

また、これらの燃料が森林保全に配慮して製造されていることを、現地を視察する等して確認すること。

2 大気環境について

(1) 大気質について

ア 燃料の運搬及び一時保管に当たっては、粉じん飛散防止カバー、集じん装置付の屋内式建屋、密閉構造の発電設備の採用により粉じんの飛散を可能な限り防止することとしているが、それらの設備構造について具体的に評価書に記載すること。

イ 工事中に一時的に掘削土を現場内で保管することが想定されることから、粉じんの飛散防止を図ること。

ウ 緊急時に石炭を使用する際は、燃料運搬車両のタイヤに付着した石炭粉じんの飛散防止を図ること。

(2) 悪臭について

木質バイオマス燃料の貯蔵・運搬等に伴う悪臭について、発電所及び燃料中継場所において臭気測定等の環境監視を実施すること。

なお、供用中に想定外の箇所からの悪臭の漏洩など、現段階で予測し得ない環境保全上の支障が生じ、又はそのおそれが生じた場合には、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

3 水環境について

(1) 供用中における排水諸元の算定根拠について、具体的に評価書に記載すること。

(2) 排水処理施設の構造及び処理方法を可能な限り具体的に評価書に記載するとともに、設備の維持管理方法についても記載すること。

(3) 対象事業実施区域は河口域に近いことから、河川及び海域の生態系等への影響がないよう、供用中の処理水の水質に係る事後調査を綿密に行い、必要に応じて、放流先の河

川(河口域を含む。)における現地調査(生物相への影響の有無及び水深を含む。)及び追加の環境保全措置を講じること。

また、工事中に発生する濁水処理する仮設沈砂池の設計根拠、維持管理方法及び処理水の監視方法を具体的に評価書に記載すること。

- (4) 平成22年度から平成26年度の文献値を基に河川等の水質に係る予測及び評価を行っているが、入手可能な最新データを基に予測及び評価を行い、具体的に評価書に記載すること。

4 動物、植物及び生態系について

- (1) 工事中及び供用中において、対象事業実施区域及びその周辺(河口域を含む。)で新たに希少な動植物が確認された場合には、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。
- (2) 冷却水に注入する薬品の性状を踏まえ、これによる動植物への影響について可能な限り定量的に予測及び評価を行うこと。
- (3) 工場立地法等に基づく緑地を住居側の外周部に整備する具体的な工程を明らかにするとともに、必要に応じて専門家の助言を得て、動物の生息環境に十分配慮した植栽や外来種の侵入防止に努めること。

5 景観について

冷却塔からの白煙が景観に与える影響について予測及び評価を行い、その結果を具体的に評価書に記載すること。

6 廃棄物について

工事の実施に伴い発生する掘削土量及び残土量、発電所の運転に伴う産業廃棄物に係る算定根拠について、具体的に評価書に記載すること。

また、廃棄物の種類ごとの保管設備や保管方法について明らかにして、具体的に評価書に記載すること。

7 温室効果ガスについて

- (1) 小規模火力発電所に関する国の情報等の収集に努めるとともに、利用可能な最良の発電技術の導入や設備の維持管理など必要な措置を講じること。
- (2) 国内産バイオマス燃料が供給可能な情勢となった場合は、使用割合を高くするよう努めることとし、自社ホームページ等で使用割合を公表すること。

なお、緊急時に石炭を使用する場合についても、自社ホームページ等で使用割合及び購入元を同様に公表すること。

8 その他

評価書の記載に当たっては、上記の内容を踏まえるとともに、追加の環境保全措置を検討する場合には、必要に応じて関係機関と協議すること。